

廃棄物の焼却にあたって

平成14年10月

(平成27年4月改訂)

宮城県環境生活部循環型社会推進課

はじめに

廃棄物を焼却すると、硫黄酸化物や窒素酸化物、塩化水素など大気を汚染する成分が含まれている燃焼ガスが排出されます。また、焼却炉の構造や燃やし方によっては、黒煙や人体に有害なダイオキシン類が発生します。

このように、廃棄物の焼却は生活環境保全上の支障が生じる恐れがあることから、**法律で原則禁止**とされております。

従って、**焼却処理をする前にまず、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化、再生利用ができないかを検討してみてください。**

全ての廃棄物の焼却をなくすことはできません。「焼却の原則禁止」は、法律で定められた方法や、やむを得ないと認められた焼却であればその適用が除外されています。どうしても焼却しなければならないという場合は、それらを守って行うことで廃棄物の焼却は可能となります。

法律で定めた焼却の方法については既に厳しい規制がなされています。また、焼却炉を設置する場合は事前の許可や届出等の手続きが法律で定められています。許可の場合は、生活環境影響調査の実施や、地域住民に対する計画書の縦覧等が必要です。

この手引きは、適切な廃棄物の焼却方法について解説したものです。

目 次

1	焼却の原則禁止	1
2	焼却炉の設置にあたって	2
○	＜廃棄物を焼却する場合の適用基準対照表＞	3
3	焼却設備の基準	4
○	＜焼却設備の例＞	5
4	ダイオキシン類対策特別措置法	6
5	産業廃棄物処理施設の設置	8
○	産業廃棄物処理施設の設置許可基準	8
○	施設の構造，維持管理基準	9
○	技術管理者の設置	9
6	資料（罰則）	10

焼却の原則禁止 (法第16条の2)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却することが禁止されています。

焼却禁止の例外 (法第16条の2)

1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

環境省令で定める構造（廃棄物処理基準（A）参照）を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却

2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は擬似患畜の死体の焼却
- (2) 森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着した枝条又は樹皮の焼却 など

3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定める廃棄物の焼却 (廃ビニールの焼却など生活環境の保全上著しい支障を生ずることが想定される廃棄物の焼却は、これら例外に含まれるものではありません。)

政令で定める廃棄物の焼却 (法施行令第14条)

① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例) 河川管理者による河川管理を行うための伐採草木等の焼却、海岸管理者により海岸管理を行うための漂着物等の焼却など

② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

例) 凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のための剪定した枝条等の焼却など

③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例) どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など

④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例) 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など

⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例) たき火、キャンプファイアーなどを行う際の木くず等の焼却

※いずれの場合も、失火に注意し、他者の迷惑とならないよう配慮の上で行う必要があります。

焼却炉の設置にあたって

焼却炉に対する規制は炉の規模，焼却する廃棄物，設置者等ごとに異なります。法の規制対象を確認するには，下記の内容を明確にしてください。その上で次ページの適用基準対照表により，どの基準が適用となるかを確認してください。個々の基準は，4ページ以降の（A）～（C）の記載を確認してください。

(1) 設置者はどのような方か

事業活動を行っている方（事業者）かそれ以外か。また，事業者であれば，廃棄物処理業者かどうか。

(2) 何を焼却する計画か

一般廃棄物か産業廃棄物か。産業廃棄物であれば廃プラスチック類か，それ以外の品目か（別記産業廃棄物の種類を参照）。

(3) 火床面積，火格子面積はどのくらいか

火床面積又は火格子面積はいくらか。

※ 火床面積：廃棄物が燃焼する部分の床への水平投影面積。

※ 火格子面積：格子状の部分（ロストル）の面積（火格子がない焼却炉の場合は火格子面積での判断はできないこと）。

(4) 処理能力はどのくらいか

対象廃棄物の焼却能力はどれくらいあるか。

※ 焼却能力：焼却する廃棄物の種類毎の時間当たり最大専焼処理量

一般的に能力計算方法は，当該炉の燃焼室容積に当該炉の燃焼室熱負荷を乗じ，これを焼却する廃棄物の低位発熱量で割る方法が採られているが，この方法は，①燃焼室熱負荷が炉体内壁の構造により大きく相違する，②ガス化燃焼方式や廃棄物の貯留室と燃焼室の境界が曖昧な構造のものなどは当該計算が適当でない，ことについて留意が必要である。また，この他に実際燃焼ガス量と当該燃焼ガスに含まれる炭素分等からもとの廃棄物中の炭素含有濃度を算出し，もって廃棄物の処理能力を計算する方法等がある。

※ 焼却能力を確認するためには，焼却炉の構造，対象廃棄物の持つ熱量，炉の容積，当該炉の燃焼室熱負荷，ガス化燃焼方式では単位当たりの廃棄物の燃焼時間や排ガス量等を明確にしなければなりません。

※ 廃棄物の処理を業として行う場合には，一般廃棄物であれば市町村長，産業廃棄物であれば都道府県知事等の許可を受けなければなりません。処分業許可については，管轄保健所又は県庁循環型社会推進課に相談して下さい。

＜廃棄物を焼却する場合の適用基準＞

○廃棄物処理基準（A） 4ページ
規模要件に関わらず、廃棄物を焼却する場合はすべて適用されます。

○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制（B）

廃棄物焼却炉が以下の規模に該当する場合は、廃棄物処理基準（A）の適用に加え、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制も適用となります。また、廃棄物処理施設規制（C）の規模要件に該当する場合は、当該基準も適用されます。

1. 排出ガスの規制を受ける対象（大気基準適用施設）

火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のも

2. 排出水の規制を受ける対象（水質基準適用施設）

- ① 上記1の規模以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設であつて汚水又は廃液を排出するもの
- ② 上記1の規模以上の廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの

○廃棄物処理施設規制（C）

廃棄物焼却炉が、以下の規模に該当する場合は、廃棄物処理基準（A）の適用に加えて、廃棄物処理法に基づく設置許可が必要になります。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制（B）の規模要件に該当する場合は、当該基準も適用されます。

1. 一般廃棄物を焼却する場合

1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上

2. 産業廃棄物を焼却する場合

次のいずれかに該当する場合

(1) 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの
- ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
- ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(2) 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

- イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの
- ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
- ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(3) 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
- ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

(4) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

(5) 上記（1）から（4）以外の産業廃棄物の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
- ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

焼却設備の基準

廃棄物を焼却する場合は次のような設備，方法で行わなければなりません。(法施行令第3条第2号イ，同第6条第1項第2号イ，法施行規則第1条の7)

(焼却設備の構造) (法施行規則第1条の7)

- ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

○ 空気取入口、煙突の先端以外において燃焼室内と外気が接しないような構造であること。
○ 800℃以上で定期的に焼却し得る構造であること。

- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

○ 適切な量の空気を供給できる構造、設備が設けられていること。

- ③ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く)。

○ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる焼却設備は、二重扉等により燃焼室が外気と遮断された状態に保ち、廃棄物の投入の際にも、燃焼室温度の低下を防止することができるものであること。

○ 「外気と遮断された状態」とは、構造上、十分密閉性が確保されているものであること。

○ 「定量ずつ」とは定期的に一定量という意味であり、二重扉構造で扉と扉の間のスペースに廃棄物を入れて定期的に一定量投入するという構造等は差し支えない。

○ 構造上やむを得ないと認められる焼却設備には、例えば、バッチ式であって通常の運転管理において、焼却処理中に燃焼室の扉を開けることが想定されていないものが含まれること。この場合にあっては、容易に扉を開けられないような仕組みになっていること。

また、仮に燃焼中に追加投入する場合にあっては、ただちに当該条項に違反することになる。

※ 容易に開けられない仕組みの例

自動供給空気コントロールによるガス化燃焼、自動ロック装置の設置、蓋の開閉が手で容易にできないような形態など。

- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

○ 記録紙への記録等の装置は条文上、必要とされていないこと。ただし、記録することにより適切な運転管理の改善などに役立つことなどから設置することが望ましい。

※ 燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800℃以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合であって、温度計が装着可能な測定口が設置され、温度計を定期的に燃焼室に装着し、燃焼ガス温度を測定・記録する場合については、廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない小規模な焼却炉に限り使用可能です。なお、詳細は窓口に確認願います。

- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

○ 800℃を保つことができる助燃バーナーが設けられていること。

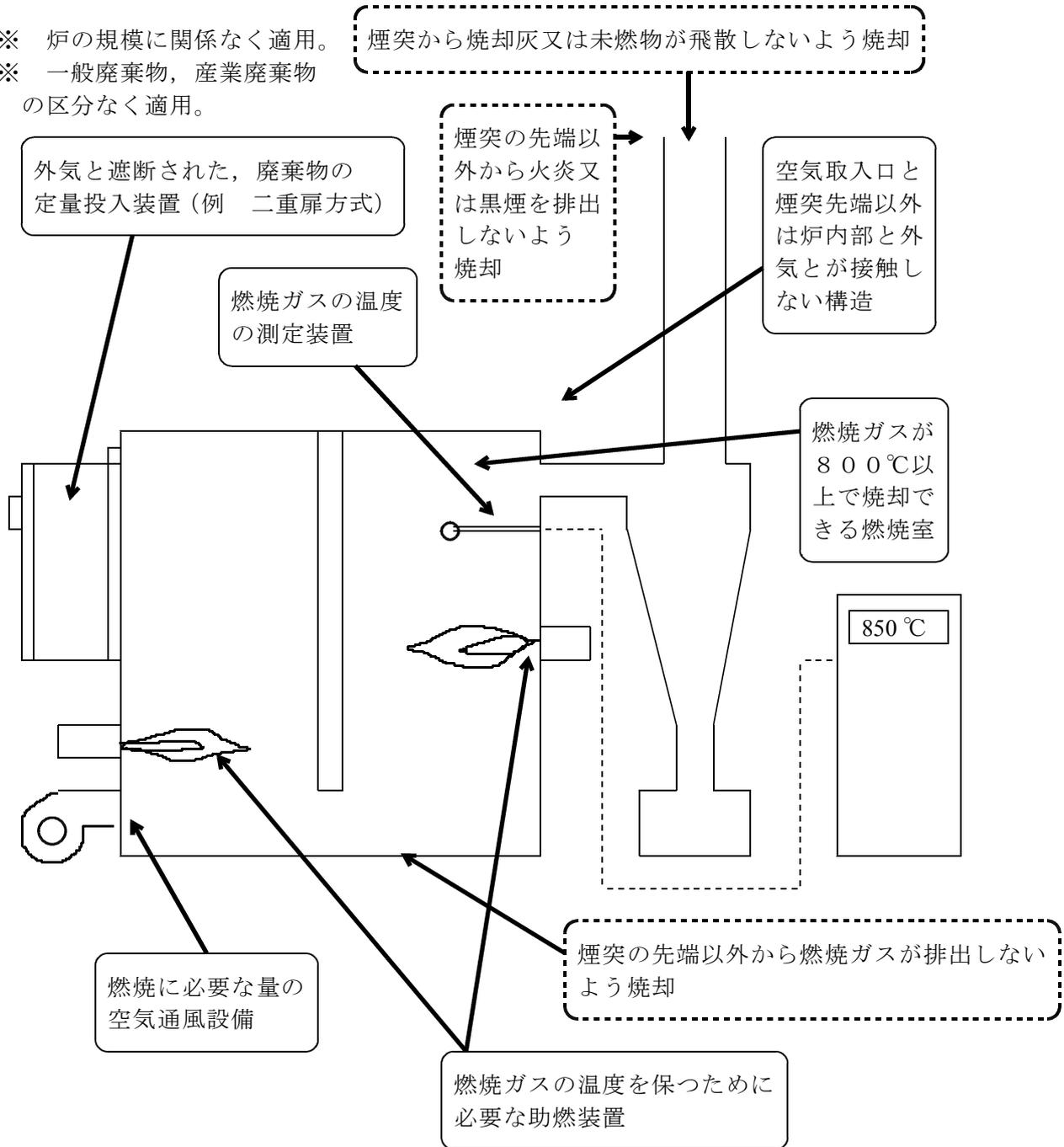
※ 燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800℃以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合に限り、助燃装置が設置されなくとも使用可能です。なお、詳細は窓口に確認願います。

(焼却の方法) (H9.8.29厚生省告示第178号)

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
② 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

<焼却設備の例>

- ※ 炉の規模に関係なく適用。
- ※ 一般廃棄物，産業廃棄物の区分なく適用。



(廃棄物処理法第8条第1項及び第15条第1項の許可を要するものは別の構造基準 (廃棄物処理施設規制 (C)) も適用されるので留意すること。)

ダイオキシン類対策特別措置法

人の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるとされているダイオキシン類について環境汚染の防止のため、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、廃棄物焼却炉について、届出やダイオキシン類の自主測定等の義務、ダイオキシン類の排出規制が課せられております。

1 法規制の対象となる廃棄物焼却炉（法施行令第1条別表第1，第2）

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる廃棄物焼却炉は、工場又は事業場に設置される次の廃棄物焼却炉です。

--- **ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第1第5号** ---

廃棄物焼却炉であって、**火床面積**（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が**0.5平方メートル以上**、又は**焼却能力**（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が**1時間当たり50キログラム以上のもの**

2 設置などの届出（法第12条，第14条，第18条，第19条）

届出区分	届出書の種類	届出の期日
廃棄物焼却炉を設置する場合	特定施設設置届出書	設置工事着手の60日前まで
廃棄物焼却炉の構造，使用方法，排ガスの処理方法等を変更する場合	特定施設変更届出書	変更工事着手の60日前まで
氏名，名称，住所，所在地等を変更する場合	氏名等変更届出書	変更した日から30日以内
廃棄物焼却炉の使用を廃止する場合	特定施設使用廃止届出書	廃止した日から30日以内
廃棄物焼却炉を承継する場合	承継届出書	承継があった日から30日以内

注）それぞれの届出は設置の場所を所管する保健所（仙台市内は仙台市環境局）に提出願います。

3 ダイオキシン類の汚染状況測定及び排出規制基準（法第28条）

廃棄物焼却炉の設置者は排出ガス，ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について，加えて，排出ガスを洗浄する施設などを設置している場合にあつては事業場から排出される排水について，毎年1回以上，含まれるダイオキシン類の量を自主測定し，その結果を管轄の県の保健所又は仙台市に報告しなければなりません。なお，その結果は県又は仙台市が取りまとめて公表することになります。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制（B）

① 排出ガスの基準値（規制対象となる廃棄物焼却炉に係る廃ガス）（法第8条第2項第1号，法施行規則第1条別表第1）

焼却能力	新設施設の排出基準 <small>（平成12年1月15日以降に設置）</small>	既設施設の排出基準 <small>（平成12年1月14日以前に設置）</small>
4トン／時間 以上	0.1	1
2トン～4トン／時間	1	5
2トン／時間 未満	5	10

（単位：ng-TEQ/m³N）

② 事業場から排出される排出水の基準値（廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設及び灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）に係る事業場排水）（法第8条第2項第2号，法施行規則第1条別表第2）

新設施設の排出基準 <small>（平成12年1月15日以降に設置）</small>	既設施設の排出基準 <small>（平成12年1月14日以前に設置）</small>
10	

（単位：pg-TEQ/L）

③ ばいじん等の基準値（廃棄物焼却炉から排出されるばいじん，焼却灰その他の燃え殻，廃ガス洗浄施設汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの）（法第24条，H12.1.14厚生省令第1号）

新設施設の排出基準 <small>（平成12年1月15日以降に設置）</small>	既設施設の排出基準 <small>（平成12年1月14日以前に設置）</small>
3	3 ^{注）}

（単位：ng-TEQ/g）

注）セメント固化，薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものについては，基準を適用しない。（H15.3.3環境省令第2号）

廃棄物処理施設規制（C）

焼却施設の設置許可

一定規模以上の焼却施設を設置する場合は事前に知事（仙台市内に設置する場合は仙台市長）の許可が必要になるほか、産業廃棄物焼却施設を設置する場合は、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱等の手続きを踏まなければなりません。このため、一定規模以上（3ページ）の焼却施設の設置を計画している場合は、事前に管轄する保健所（仙台市内に設置する場合は仙台市）に相談してください。

産業廃棄物処理施設の設置許可基準（第15条の2）

産業処理廃棄物施設の設置の許可は、次の事項のいずれにも適合していなければ認められません。詳細は、管轄する保健所（仙台市内に設置する場合は仙台市）に確認してください。また、一般廃棄物処理施設についても、個別に管轄する保健所（仙台市内に設置する場合は仙台市）にご相談ください。

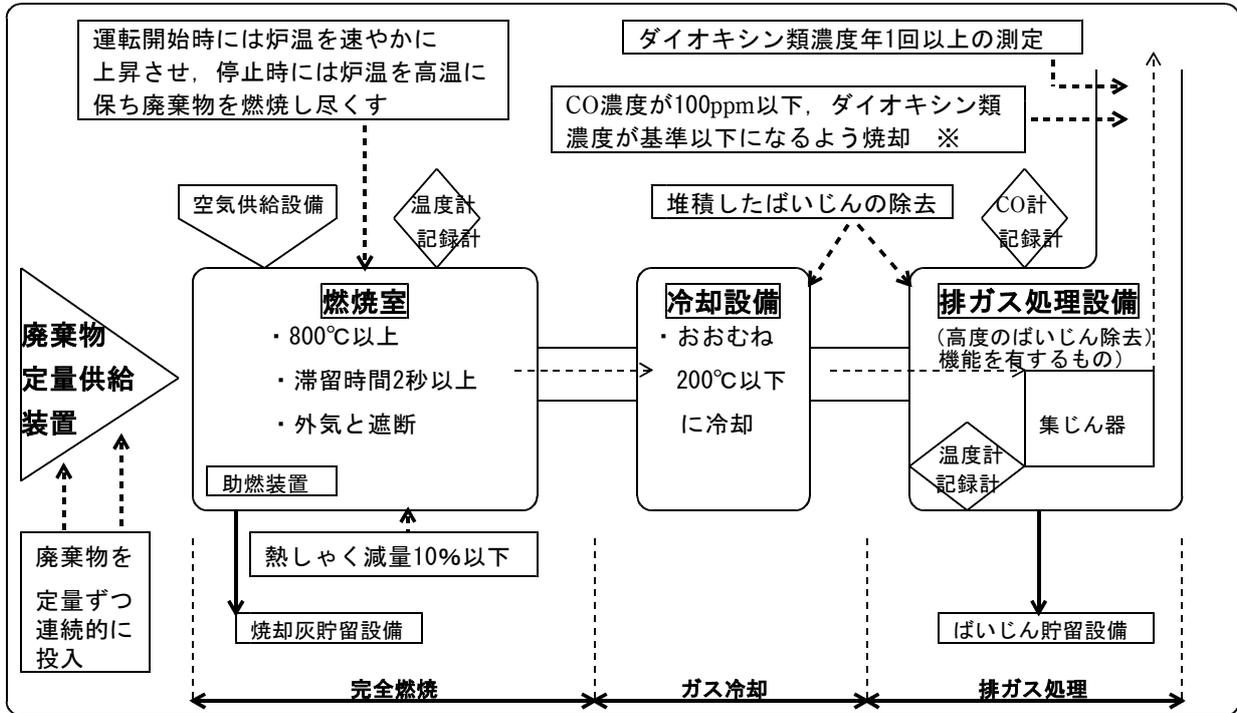
①	その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が産業廃棄物処理施設の技術上の基準（別紙図参照）に適合していること。
②	その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画がその産業廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設等について適正な配慮がなされたものであること。
③	申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。 ● 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ● 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
④	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
○	※ その他、許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設が過度に集中し、大気環境基準の確保が困難になると知事が認める場合は、許可されない場合があります。

廃棄物処理施設規制（C）

施設の構造，維持管理基準

（法施行規則第12条，第12条の2，第12条の6，第12条の7）

廃棄物処理施設は，構造基準を満たす構造のものでなければならず，廃棄物処理施設の設置者は，維持管理基準に従って施設の管理をする必要があります。



技術管理者の設置

（法第21条，法施行規則第17条）

廃棄物処理施設の設置者はその施設の維持管理に関する技術上の実務を担当させるため，次の資格を有する技術管理者を置かなければなりません。

○技術管理者の資格

- ① 技術士法に規定する技術士（化学部門，水道部門又は衛生工学部門に係る2次試験に合格したもの）
- ② 技術士法に規定する技術士（①を除く）であって1年以上廃棄物の処理に関する実務に従事した経験を有するもの
- ③ 令第8条の17第2号イ～チまでに掲げる者（実務経験及び学歴により省令で定めるもの。詳細は別途ご確認下さい）
- ④ ①から③と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

資料

罰則

< 廃棄物処理法 >

第25条 第1項	<ul style="list-style-type: none"> 無許可営業 不正な手段による営業許可の取得 無許可変更 不正な手段による事業の範囲変更許可取得 事業停止命令・措置命令違反 委託基準違反 名義貸禁止違反 施設無許可設置 不正な手段による処理施設の設置許可取得 施設無許可変更 不正な手段による処理施設の変更許可取得 廃棄物の無確認輸出 受託基準違反 廃棄物の投棄禁止違反 廃棄物の焼却禁止違反 指定有害産業廃棄物処理禁止違反 	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
第25条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の無確認輸出・投棄禁止違反・焼却禁止違反の未遂 	
第26条	<ul style="list-style-type: none"> 委託基準違反, 再委託禁止違反 施設改善命令・使用停止命令違反, 改善命令違反 施設無許可譲受け・無許可借受け 国外廃棄物の輸入禁止違反 輸入許可条件違反 廃棄物の投棄禁止違反・焼却禁止違反目的の収集運搬禁止違反 	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科
第29条	<ul style="list-style-type: none"> 欠格要件該当の届出義務違反 施設使用前検査受検義務違反 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 管理票回付義務違反 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 管理票写し保存義務違反 虚偽管理票交付 等 	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
第30条	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿備付け・記載・保存義務違反 業廃止・変更届出, 施設変更届出, 施設相続届出義務違反 報告拒否, 虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反 等 	30万円以下の罰金

< ダイオキシン類対策特別措置法 >

条 項	違 反 内 容	刑 罰
第44条	<ul style="list-style-type: none"> 計画変更命令・計画廃止命令違反 改善命令・使用停止命令違反 	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
第45条	<ul style="list-style-type: none"> 排出基準等違反 事故時の措置命令違反 	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
第46条	<ul style="list-style-type: none"> 設置届出, 変更届出義務違反 同虚偽届出違反 	3月以下の懲役 30万円以下の罰金
第47条	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置届出義務違反 同虚偽届出違反 実施制限期間設置違反 報告拒否, 虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 	20万円以下の罰金
第49条	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置届出義務違反 氏名変更等届出義務違反 承継届出義務違反 同虚偽届出違反 	10万円以下の罰金

◎ 宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

窓口は、立地を計画する区域を所管する保健所となっております。

担当公所	郵便番号・住所	電話	所管区域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市,角田市,蔵王町, 七ヶ宿町,大河原町, 村田町,柴田町,川崎町, 丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市,多賀城市,松島町, 七ヶ浜町,利府町,大和町, 大郷町,富谷町,大衡村
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所岩沼支所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市,岩沼市,亘理町, 山元町
北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市,大崎市,色麻町, 加美町,涌谷町,美里町
東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0812 石巻市東中里1-4-32 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市,登米市,東松島市, 女川町
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-6661	気仙沼市,南三陸町
宮城県環境生活部 循環型社会推進課	980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	廃棄物指導班 不法投棄対策班 施設班	022-211-2463 022-211-2467 022-211-2648

宮城県環境生活部循環型社会推進課